

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2019-10278(P2019-10278A)

【公開日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-003

【出願番号】特願2017-128314(P2017-128314)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月29日(2020.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特別入賞口と、前記特別入賞口に入賞した遊技球が通過可能な特定領域と、前記特定領域に遊技球を通過させる第1状態と前記特定領域に遊技球を通過させない第2状態とをとり得る振分部材と、を有する特別入賞手段と、

前記振分部材を制御可能な振分部材制御手段と、を備え、

前記特別入賞口を開放する単位開放遊技を実行可能であり、前記特別入賞口に入賞した遊技球が前記特定領域を通過したに基づいて特典を付与可能な遊技機であって、

前記振分部材制御手段は、

特定の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が第1の変化点個数である場合に、前記振分部材を第1の作動パターンで作動させ、当該特定の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第1の変化点個数よりも大きい第2の変化点個数である場合に、前記振分部材を第2の作動パターンで作動させるものであって、

前記特定の単位開放遊技とは異なる他の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第1の変化点個数である場合に、前記振分部材を第1の作動パターンで作動させ、当該他の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第2の変化点個数である場合に、前記振分部材を第2の作動パターンで作動させないものであり、

前記特別入賞手段には、前記特別入賞口に入賞した遊技球を検知可能な検知手段が複数設置されており、

前記検知手段による遊技球の検知に基づいて、前記特別入賞口への入賞個数がカウントされ、

前記第2の変化点個数は、前記第1の変化点個数よりも前記検知手段の設置個数以上大きい値であることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記振分部材は、

前記第1の作動パターンでは予め定められた第1の時間にわたって前記第1状態に制御され、

前記第2の作動パターンでは前記第1の時間とは異なる第2の時間にわたって前記第

1 状態に制御され得るものであることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の遊技機は、

特別入賞口と、前記特別入賞口に入賞した遊技球が通過可能な特定領域と、前記特定領域に遊技球を通過させる第1状態と前記特定領域に遊技球を通過させない第2状態とをとり得る振分部材と、を有する特別入賞手段と、

前記振分部材を制御可能な振分部材制御手段と、を備え、

前記特別入賞口を開放する単位開放遊技を実行可能であり、前記特別入賞口に入賞した遊技球が前記特定領域を通過したことに基づいて特典を付与可能な遊技機であって、

前記振分部材制御手段は、

特定の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が第1の変化点個数である場合に、前記振分部材を第1の作動パターンで作動させ、当該特定の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第1の変化点個数よりも大きい第2の変化点個数である場合に、前記振分部材を第2の作動パターンで作動させるものであって、

前記特定の単位開放遊技とは異なる他の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第1の変化点個数である場合に、前記振分部材を第1の作動パターンで作動させ、当該他の単位開放遊技における前記特別入賞口への入賞個数が前記第2の変化点個数である場合に、前記振分部材を第2の作動パターンで作動させないものであり、

前記特別入賞手段には、前記特別入賞口に入賞した遊技球を検知可能な検知手段が複数設置されており、

前記検知手段による遊技球の検知に基づいて、前記特別入賞口への入賞個数がカウントされ、

前記第2の変化点個数は、前記第1の変化点個数よりも前記検知手段の設置個数以上大きい値であることを特徴とする遊技機である。